

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」 と社会政策および中間層政策の展開⁽¹²⁾

川 本 和 良

反革命期

1848年6月20日にカンプハウゼン内閣が退陣し、アウエルスヴァルト内閣 (Ministerium Auerswald) が成立する。その直後の6月23日から27日にかけてパリの反乱が鎮圧され、反革命派に決定的に有利な状況が醸成され、「三月革命」は革命期から反革命期へと移行する。こうした国際情勢の変化のもとで、アウエルスヴァルト内閣とプフェール内閣 (Ministerium Pfuell) の時代にプロイセン国民議会を中心に憲法制定過程が進行するのであるが、この時期は国際情勢が変化し、後述するようにプロイセン内部において反革命勢力が強化されてくる¹⁾とはいえ、プロイセン内部においては、なお「革命と反革命の決定以前の状況 (Revolution und Konterrevolution vor der Entscheidung)」にあった。

プロイセンが反革命期に入るのは、10月30日から11月1日にかけてのウィーンの反革命の勝利の後、11月2日にブランデンブルク内閣 (Ministerium Graf von Brandenburg) が成立して以後のことである。その後、11月9日のプロイセン国民議会のベルリンからブランデンブルクへの移転命令⇒11月10日のヴランゲル将軍 (General Friedrich von Wrangel) のベルリン進駐⇒12月5日の欽定憲法発布⇒12月6日にこれの改正論議のための議会召集の選挙法発布⇒1849年2月26日にベルリンで議会開催⇒4月27日のプロイセン下院解散命令⇒5月30日の三級選挙法採用命令⇒7月17日に選挙⇒8月7日に議会開会、の経過を辿り、1850年1月31日のプロイセン憲法発布でもって反革命の勝利が確定し、「三月革命」は挫折する〔第26表を参照せよ〕。

以下、アウエルスヴァルト内閣の成立からプロイセン憲法発布までの反革命期を、三つの内閣に時期区分し、憲法制定過程とそれを取りまく情勢の変化を中心に考察をすすめることにしよう。

1) *Illustrierte Geschichte*, 208.

アウエルスヴァルト内閣

まず、内閣は、キャンプハウゼン内閣や他の諸邦の三月内閣と同様に、プロイセン国民議会の多数の意志に反して統治は行なわない、という限度において議会制原理（*das parlamentarische Prinzip*）に基づいて形成された。その経過は以下の如くである。

国王から新内閣の形成を委ねられたハンゼマンは、既述の上奏文委員会設置をめぐるプロイセン国民議会における討議過程で、5月31日の第7会期に「本質的諸問題が多数によって決定される時にのみ、政府が強化され得ることに諸君の注意を促したい。……内閣が多数の原則と一致の状態にあるよう諸君は配慮しなければならない」と述べて、プラボーとの喝采を博している¹⁾。キャンプハウゼン内閣はライン大ブルジョアジーの代表者と古いプロイセン貴族指導者層との混合内閣であり、思慮深く、仲介的で、国王に対して遵法を強調したキャンプハウゼンと鈍感で無遠慮なハンゼマンとの政治的気質の相違、国王と内閣との軍事的統帥権と軍隊制度をめぐる対立、6月8日の左派による「革命の正当な評価」の提案をめぐる閣内対立、武器庫突入による内閣の立場の震憾、政府の憲法草案に対する国民議会多数による不十分との拒否、により、既述のようにキャンプハウゼン内閣は倒壊するのであるが、直接の原因は、キャンプハウゼンが議会制原理に照応する「過半数に十分な投票数を自由になし得る」ため、中央派の議員を入閣させることに失敗したことにあった。中央派が「革命の正当な評価」を要求して6月9日にツェハリエ提案に反対投票をしていたがゆえに、5月30日の政府説明（*Regierungserklärung*）において「革命」という言葉を苦悩に満ちて避け、法の継続が中断されない「事件（*Begebenheit*）」として言明したキャンプハウゼンの入閣要請を拒否したからである²⁾。

これに対して、ハンゼマンはカンプハウゼンと異なり、「革命の正当な評価」をめぐる討議において、協定原理を前提としつつ、これに対してせいぜいあいまいな慣用語（eine allerdings höchst zweideutige Formel für die „Anerkennung der Revolution“）でもって賛意を表明していた³⁾。したがって、中央派議員の入閣が可能であった。こうして右派内の自由主義者、シュレージエンの工場主でプロイセン国民議会初代議長 A. ミルデ（August Milde）が商相として入閣したのに加えて、中央派からハルコルト（Harkolt）派の刑事裁判所長 K. A. メルカー（der Kriminalgerichtsdirektor Karl Anton Märker）が法相に、ドゥンカー・コッシュと V. ウンルー（Dunker-Kosch und V. Unruh）派からシュテットイン市の法律顧問 J. ギールケ（der Stettiner Stadtsyndikus Julius Gierke）が農相として入閣し、7月4日にドイツ政策に反対して閣外に去った K. ロードベルトゥス（Karl Rodbertus-Jagetzow）が中央左派から文相として入閣した⁴⁾。

ハンゼマンはこのように多数統治の原理（Prinzip der Majoritätsregierung）に基づく組閣に成功し、その後も機会あるごとにこの原理を強調したので、プロイセン保守主義者の高官（der preußische Hochkonservativen）が、枢密院の多数に有利になるように、自由に閣僚の任命と解職をする国王大権（die königliche Prerogative freier Ministerernennung und -entlassung zugunsten der jeweiligen Kammermajorität）を侵害する「大逆罪（„Hochverrat“）」と非難したのであった⁵⁾。ところで、国王がハンゼマンに組閣を委ねたのは、かれがカンプハウゼンよりもはっきりとしたブルジョア自由主義の立場をとっていたにもかかわらず、保守派のなかに人材がいなかったためであった⁶⁾。ハンゼマンも国王の願望に添って、カンプハウゼン内閣の内相 A. v. アウエルスヴァルト（Alfred von Auerswald）の兄、ライン州とともに自由派の形成された東プロイセン州の知事 R. v. アウエルスヴァルト（Rudolf von Auerswald）を首相に推し、自分は蔵相に退いた。新首相は青春時代から国王と皇太子の友人であったからである⁷⁾。

こうしてハンゼマンは本来の左派を除くすべての国民議会のフラクの支持を得て、アウエルスヴァルト内閣を成立させることに成功した。その後、7月4日に C. ロードベルトゥスが閣外に去り、たしかに議会的基礎は弱められたが、

逆に内閣の内的等質性が強化されたのである。⁸⁾ここで注目すべき点は、新内閣が、一方でプロイセン保守主義者に抗しつつ、他方で国民議会左派に対しては協定原理を前提としつつ、国民議会の多数の支持を得て組閣され、明白にブルジョアの議会制立憲主義を志向していたことである。

したがって、アウエルスヴァルト内閣は絶対主義に対しては進歩的、民主派にとっては反動的な「中間の立場 (eine „Mittelstellung“)」をとり、封建的な王国をブルジョアの王国へ転化する (das feudale Königtum in ein bürgerliches Königtum verwandelt) ⁹⁾ことを企図した。6月26日の第20会期に、まず、カンパハウゼンが退陣の理由について説明し、かれの政府を不等質の「調停と過渡の内閣 (ein Ministerium der Vermittlung, des Ueberganges)」と性格づけ、新内閣について「調停の内閣は実行の内閣に転化しなければならない (Das Ministerium der Vermittlung mußte sich in ein Ministerium der Ausführung umwandeln)」と述べた¹⁰⁾後、ついで、ハンゼマンが政綱 (ein Regierungsprogramm) を提示した。

その内容は、既述の「革命の正当な評価」に対するあいまいな慣用語による賛意以外に、①多数統治の原理への信仰告白と前政府の憲法草案の固持〔とくに二院制と国王の絶対的拒否権。但し第一院の構成については譲歩が可能〕、②憲法に基づく自由と合法的秩序を守る使命をもつ市民軍についての法律の提出、③市町村の利害 (Gemeinde-Interessen) が自治の原則で決定される自由主義的市町村令草案の提出、④ライン州の裁判手続きの採用による司法の改革 (die Reform der Rechtspflege unter Übernahme des rheinischen Gerichtsverfahrens)、⑤とくに土地貴族の利害に関係するすべての租税免除 (alle Steuerbefreiungen) の即時廃止を含む租税改革、⑥就業の振興 (die Belebung der Erwerbstätigkeit) と手労働者層の困窮を除去するため、合法的秩序への信頼の回復と公共労働による雇傭の調達 (die Beschaffung von Beschäftigung durch öffentliche Arbeiten)、であった。

ハンゼマンは、この政綱は上奏文の草案 (der Entwurf einer Adresse) であり、現内閣成立以前に作成されたので、国民議会の議事日程に載せ、審議に入るに先立って、まず、上奏文草案を委員会 (die Kommission) に戻し、内閣の聴取

後にそれを検討するよう委託したいと述べ、この措置に対する国民議会の内閣への信任を問い、多数の賛成により信任を得た。なお、ハンゼマンが国民議会に信任を問うたことに対し、院外の反革命勢力から「大逆罪」すれすれの道を内閣が歩んでいる、と非難されたのであった。¹¹⁾

以下では、ハンゼマンの呈示して政綱のうち、①の憲法問題はプフェール内閣時代に国民議会で討議されたので後段に譲り、第一に、民衆運動に対する市民軍法を考察し、民衆運動およびこれと連繫する民主派に対するアウエルスヴァルト内閣と自由派の対立を明らかにし、第二に、反革命勢力と土地貴族の利害と衝突した租税改革、市町村令、司法改革を考察し、これとの関連で反革命勢力が組織化され、強化される過程を明らかにした後、政府から国民議会に視点を移し、第三に、7月初めのポーゼンにおける流血事件を契機とする、公権国家的、絶対主義的な古い服務規則 (die obrigkeitsstaatlich-absolutistischen, alten Reglements) と精神とを遵守する官僚を、国民に好意をもち、「信頼される者 (Vertrauensmänner)」に置き換える提案をめぐる討議と、これと関連して第四に、7月31日のシュレージエンのシュヴァンドニッツ (Schwandnitz in Schlesien) で生じた流血事件を契機とするプロイセン将校団に対する同様の提案をめぐる討議、を取り上げて考察をすることにした。いうまでもなく、第一と第二の問題は、革命情況の推移にかかわる問題であり、第三と第四の問題は、官僚と軍隊が君主の支配の道具に留まるのか、または議会立法のコントロールのもとに置かれるのか、にかかわる問題であり、「三月革命」が外見的立憲主義 [=「隠された絶対主義」] に終わるのか、議会中心の近代的立憲主義に移行するのか、にかかわる問題である。

- 1) Verhandlungen, Band 1, 69.
- 2) Vgl. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 521-522. ders., Das preußische Parlament, 28-29. なお、カンブハウゼンの5月30日の政府説明については、Vgl. Verhandlungen, Band 1, 52.
- 3) 6月26日の政府説明 (Regierungserklärung) において、ハンゼマンはつぎのように述べた。「立法においても、行政においても、われわれの行為においても——抽象的な説明においてではなく、乖離した解釈が出されたが——、われわれ

は、3月の記憶すべき諸事件、および当時行なわれた革命の、われわれの正当な評価、を理解する力をもつ。革命の光栄ある、特有の性格は、革命が——すべての国家諸関係を瓦壊することなく——立憲的自由を基礎づけ、法を有効ならしめたことにある。法的基礎のうえにこの国民議会は立っており、王権も立っている。この基礎をわれわれは固持する」と（Verhandlung, Band 1, 258.）。

この政府説明に対して、左派は1848年7月3日の民主派の第2回報告（2. Bericht der demokratischen Partei vom 3. 7. 1848）において、「このような諸条件のもとでの革命の正当な評価では、革命の正当な評価の否定以外の何物でもない」と解釈した（M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 522.）。

- 4) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 522-523. ders., Das preußische Parlament, 30.
- 5) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 30.
- 6) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 521-522.
- 7) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 72. Illustrierte Geschichte, 209.
- 8) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 522-523.
- 9) Illustrierte Geschichte, 211.
- 10) Verhandlung, Band 1, 257. Vgl. Illustrierte Geschichte, 210. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 523.
- 11) Verhandlung, Band 1, 258-260. Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 72-73. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 523.

6月14日の武器庫襲撃事件にみられるように、ベルリンでは秩序の維持（die Aufrechterhaltung der Ordnung）のために警察制度の新秩序（eine Neuordnung des Polizeiwesens）を創出することが緊急に必要であった。このため、内相は新警察隊（eine neue Polizeitruppe）、紺色の制服を着用した「警察官」（die blauuniformierten „Konstabler“）を新設した。これは、1848年4月にロンドンにおいてチャーティスト運動に対抗するために徴募されたイギリスの警察官制度（die englische Constabler）を模範としていた。それは1,600名以上の警察官（die Wachleute）からなり、内相 F. キュールヴェッター（Friedrich Kühlwetter）の説明では、従来の警察力に新しい制服を着せたのみとされたが、実際には新予算を計上した新組織であり、これまでの警察協力者（die Polizeihelfer）以外に、多数の「貧窮化した手工業者、援助を必要とする市民や失職中の店員

(mancher „verarmte Handwerker, hilfsbedürftige Bürger und dienstlose Handlungsdiener“) が採用された。警察官の厳格さと命令に服従する活動の要求 (die Rigorosität und das subalterne Betätigungsbedürfnis der Konstabler) は古い警察国家を想起させ、新たな公権的後見との嫌疑 (jeder Verdacht erneuter obrigkeitlicher Bevormundung) を免かれ得なかった。

この新警察制度は、ドイツ諸邦、とりわけベルリンにおける労働者運動に対抗するため、警察措置が強化されていった過程において生み出された。6月26日のハノーファーにおける労働者同盟議長 F. シュテージェン (Friedrich Stegen, Präsident des Arbeitervereins) の逮捕、ベルリンでは、7月1日の民主派学生 E. モネッケと E. フェルンバッハ (Edmund Monecke und Emmanuel Fernbach) の逮捕、司法官庁による民主派諸新聞への圧迫、7月15日のベルリン高等裁判所 (das Berliner Kammergericht) による武器庫襲撃者数名への長期の要さい禁固 (Festungshaft) の判決、ベルリン警察本部長 (der Berliner Polizeipräsident) による、事前の許可なしでの野外集会処罰令、7月末のフリードリッヒ通りとウンター・デン・リンデンの十字路でのすべての集会禁止、等がそれである。ロードベルトゥスとベルクがプロイセン国民議会において、新警察制度の法的基礎の欠如に気づき、法案の事後の提出を要求したが成果はなかった。¹⁾

新警察制度創設にみられる「安寧と秩序」の回復のための政府措置は、7月7日のプロイセン国民議会第26会期に提案された「市民軍の組織についての法律草案 (Entwurf eines Gesetzes über die Errichtung der Bürgerwehr)」においても引き継がれた。²⁾ 123条からなるこの草案から、二点に注目しておきたい。第一は、「三月革命」期の民衆武装 (Volksbewaffung) の要求を完全に拒絶し、「安寧と秩序」を維持し、「公安の妨害 („Störung der öffentlichen Sicherheit“) を防ぐため、市民軍を国家機関 (Staatsapparat) のもとへ従属させたことである [①市民軍の目的は憲法に基づく自由と法的秩序を守り、外敵に対し祖国を防衛することにある (第1条), ②個々の市町村または郡の市民軍 (die Bürgerwehr einzelner Gemeinden oder Kreise) は国王の命令により解散され得る (第3条), ③市民軍は内相の管轄に属する (第5条), ④市民軍の構成員は指揮者 (der Anführer) の命令なしに集合し

たり、武装できない（第6条）、⑤各構成員は市町村長につぎの宣誓をする、「わたくしは国王と王国の憲法と法律とに忠誠と服従を誓います」（第7条）、等〕。第二は、自己負担により制服と武器を調達しなければならないと規定することにより（第57条）、負担能力のない労働者や小市民層が市民軍から排除されたことである。³⁾

この草案は、プロイセン国民議会の中央部会（die Central-Abtheilung）で審議され、プフェール内閣時代の10月17日の第74会期に、139条からなる法案としてプロイセン国民議会に提出され、賛成233名、反対116名、欠席者53名で可決されたのであるが、⁴⁾アウエルスヴァルト内閣による新警察制度の創設と市民軍法草案のプロイセン国民議会への提出に、民衆運動を抑え、「安寧と秩序」を回復しようとした政府の意図が明瞭に示されている。

こうした政府の措置がとられた背景には、「三月革命」期の民衆運動において共同行動をとっていた労働者と本来の市民層との間での分裂過程や、営業状態の悪化が革命運動に与えた打撃があった。

革命運動に起因する営業状態の悪化が多くの世帯主（Familienväter）を市民軍活動から脱落させた。自己の営業に専念せざるを得なくなったからであり、かれらは左派の支持基盤であった。左派の団体組織（das Vereinwesen）も営業状態の悪化に見舞われた。葡萄酒商フェーンドリッヒ（der Weinhändler Fährndrich）は数か月間、ベルリンにおいて民主派諸団体に大きな影響を及ぼした。かれは印刷業を引き受け、「民主主義者（„Demokrat“）」という新聞を発行したが、300ターラーの赤字が生じたため印刷業を放棄した。

加えて、民主的な層（die demokratische Kreise）の間で意見の不一致が生じた。シュレーゲンの諸団体は、フランクフルトにおける民主派会議（der demokratische Kongreß）により設置された民主派中央員会（der demokratische Zentrallausschuß）に加入することを拒否した。かれらはシュレーゲンを独立の地域とみなし、7月15日にブレスラウで独自の会議を開催し、民主的共和国の建設という目標を多数によって却下した。ベルリン民主派団体（der Berliner Demokratische Verein）は自己の事務所（ein Lokal）を見出すのが困難となった。気持ちのよいレストランの主人が提供を拒否したからであり、仕方なく北部の

プロレタリアートの多い地域であるヴォイクトランデ (Voigtlande) におけるキャバレー「エルドラド」(das Vergnügungslokal „Eldorado“) で満足しなればならなかった。

革命期には共同で行動していた本来の市民層 (der eigentliche Bürgerstand) が民主派団体やクラブから身を引いていった。もとより地区団体 (die Bezirksvereine) ではなお、零落した小手工業者に貸し付け金庫 (die Vorschubkasse) を設立したり、健康保険 (die Krankenkasse) を造り出したりして共同性を維持してはいたが、さまざまなクラブの委員会 (die Komitees der verschiedenen Klubs) では小競合が生じ、共同作業を行なうよりも個人的不和と意見の相違により力を消耗していった。オッペンハイム博士 (Dr. Oppenheim) を設立者兼主要資金提供者とする共和主義クラブ (der Republikanische Klub), シュトレックフスとレヴィンゾーン博士 (Streckfuß und Dr. Löwingsohn) が牛耳った民衆クラブ (der Volksklub), その他民族的法律のためのクラブ (der Klub für Volksrecht), 婦人クラブ (der Frauenklub), 改革クラブ (der Reformklub), 民衆団体 (der Volksverein) 等はおお存続していたが、後述するように「三月革命」の敵が統一性と組織的なパンチ力を強化してくると同じ度合いで、「三月革命」という同じ地盤のうえに立っていた社会層が分裂していったのである。

財産と教養 (Besitz und Bildung) を引き合いに出して本来の民衆運動から身を引いていった人々を収容する受け皿となり、最終の結果において新しい保守党の努力を支持することになったのは立憲クラブ (der Konstitutionelle Klub) であった。このクラブは7月22日に開設され、すべての「反動的努力に反対するとともに、すべての共和主義的、無政府的努力に対して自由と秩序をますます強化すること」を唱え、すべての共和国の敵を統合しつつ、「立憲主義 („Konstitutionalismus“) という合い言葉のもとで遵法主義とプロイセン愛国心との建設 (ein Aufbau von Loyalismus und preußischem Patriotismus) を行ない、経済面では農業的およびツンフト的なものに好感情をもち、憲法では君主政原理 (das monarchische Prinzip) の名のもとで国民主権 (die Volkssouveränität) を

欠落させていった。かれらの綱領の核心は、立憲君主制、中間層保護と私有財産の擁護にあった。7月22日と23日に立憲クラブは集会を開き、プロイセンのすべての州、およびバイエルンとテューリンゲンから99団体が参加した。ここで反動と無政府主義への闘争（Behämpfung von Reaktion und Anarchie）が決議された。

立憲クラブ以外に、ドイツ全土の多くの地方で民主派団体への反動としての自由主義的クラブが発生し、プロイセンのみではほぼ300団体が1848年10月まで存続していたが、数的には一般的に左派の組織数を下廻っていた。

立憲クラブへの対応物が、すでに多くの邦語研究の存在する、S. ボルンの指導のもとで、8月23日から9月3日までベルリンで開催された第一回全ドイツ労働者会議（der 1. Allgemeine Deutsche Arbeiterkongreß）であった。⁵⁾

以上のように、民衆運動の鎮静化を計るための新警察制度の創設と市民軍法の制定という政府の措置は、「三月革命」期の民衆運動の一環を構成していた「財産と教養」に立脚する本来の市民層が「安寧と秩序」の回復を求めて民衆運動から身を引き、民衆運動が労働者中心の全ドイツ労働者会議と本来の市民層を統合した立憲クラブとに分裂していく過程において、後者の利益を擁護することを企図したものであった。こうした「三月革命」期民衆運動の分裂過程と裏腹に、反革命勢力の強化の過程が進行する。この過程は、「中間の立場」とった政府の、封建的な王国をブルジョアの王国へ転化する措置への対抗を一契機として進行した。つぎにこの過程を考察しよう。

- 1) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 235-236. Illustrierte Geschichte, 211.
- 2) この草案の全文については、Vgl. Verhandlungen, Band 1, 362-366.
- 3) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 236. Illustrierte Geschichte, 211-212.
- 4) 中央部会の法案の全文については、Vgl. Verhandlungen, Band 2, 693-698. 投票結果については、Vgl. Ebd., 704-706.
- 5) 以上については、Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 236-237. H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band, 723-724. なお、第一回全ドイツ労働者会議については、林健太郎「三月革命と社会主義」、同『ドイツ史論集』中央公論社、1976年所収、末川 清「一八四八年秋の「労働者友愛会」の立場——「社会問題」と民主主義の関連——」立命館文学第386～390号、1977

年, 山井敏章「ドイツ三月革命期の労働者運動における〈アソツィアツィオン〉」
土地制度史学123, 1989年, 等を参照せよ。

反革命勢力の統合と強化の出発点となったのは, 7月1日の「新プロイセン新聞(十字新聞)」の発刊であった。既述の発刊に至る経過をいま一度振り返るならば以下の如くである。

3月26日にゲルラッハ弟が全保守主義者の結集運動を呼びかけるも失敗⇒3月30日に, 前日成立したカンプハウゼン内閣に対する保守反動としてゲルラッハ弟が「隠された内閣の創設への最初の試み(der „erste Versuch zur Gründung eines ministère occulte“)」を行ない, 敬虔主義的, 保守的な国王の友人が共同して, 国王を輔佐する側近党(die Kamarilla)を形成。司令部は兄の住居, ポツダム「黒熊(Schwarzer Bär)」⇒4月10日, 第二回合同州議会の終了日に, ここから全土に保守的な新聞を創刊するアピール(Aufruf zur Schaffung einer konservativen Zeitung)。ゲルラッハ弟を会長(Präsident)に, かれの弟子H. ヴァーゲナー(Hermann Wagener)を編集者(Redakteur)に予定し, 4月から6月まで「十字新聞」について熱心な審議と宣伝。その背後で, 5月選挙における保守派の惨敗と5月22日のプロイセン国民議会の開会への危機感から保守的な党派が形成⇒他方, 4月に自由主義的および民主主義的団体に反対して各地に「愛国団体(patriotische Vereine)」が形成。5月以降, 皇太子帰還問題とも絡みつつ「国民団体(Volksvereine)」, 「田園団体(Pastoralvereine)」, 「プロイセン団体(Preußen-Vereine)」, 「租国団体(Vaterlandsvereine)」がとくに農村において形成され, 民主主義に反対する煽動と闘争を展開⇒6月中旬にベルリンは民衆のデモや暴力行為により一種の無政府状態に陥り, カンプハウゼン内閣に代り, 6月20日アウエルスヴァルト内閣の成立へ¹⁾。

以上のような状況の推移のもとで, 保守主義の信奉者を統合する組織と出版機関が必要となり, 7月1日に「新プロイセン新聞」²⁾が発刊され, 保守派の司令部の伝声管としての役割を果たすのである。³⁾

この新聞には, 題とびら(Titelblatt)のうえに解放戦争の標語(die Devise

der Freiheitskriege)である「国王と祖国のために神とともに („Mit Gott für König und Vaterland“)」に加えて、鉄十字が画かれていたので通称「十字新聞」と呼ばれた。資金の提供は、クライスト・レツォウ (Kleist-Retsow) やビスマルク (Bismarck-Schönhausen) 等の古いプロイセン貴族の主要な代表者に加えて、ロシア大使 v. マイエンドルフ (der russische Gesandte v. Meyendorff) によってなされた。新聞の指導は H. ヴァーゲナーが行ない、ゲルラッハ兄弟のグループが材料を提供し、解放戦争において発揮された古いプロイセン的伝統を精力的に宣伝した。その主張の特徴は、①外交と内政においてロシアとの友好を原理とすること、②フランクフルト国民議会が目標としたドイツ統一に同調する「ドイツかぶれ (Deutschuerei)」の拒否、③農業の自負心を覚醒し、「無政府状態」、赤い共和国、ジャコバン主義と共産主義のもたらす経済的危険を強調することにより、農村と小都市における反議会主義的気分を組織し、三月所得とその結果への攻撃へ向けて利用し尽すこと、にあった⁴⁾。

以上の主張のなかで、本稿の課題との関連では、反議会主義的気分の組織化を、共産主義の経済的危険を説くことに求めた点が注目される。そのさい、プロイセン改革による解放危機としての大衆貧窮の発生とその後の階級社会形成との落し子としての共産主義への反対、および反議会主義の基盤が農村と小都市に定められたのは、とりわけ、既述の東エルベ地域における農村の身分制的構造の維持と、本稿の課題である、とりわけ小都市における手工業者のツンプト復活要求を利用した中間層の維持、の政策と連繋するからである。こうして反議会主義〔君主の官僚としての官僚政治の相対的自立性〕と、東エルベ地域の農村構造および都市中間層の維持〔階級社会進展の防波堤としての身分社会の維持〕とが、プロイセン保守主義の強化過程において緊密に連繋し、共鳴関係に立ったのである。もとより、煽動の主要舞台は農村におかれ、そのさい、とりわけ5月以降結成される既述の保守的諸団体の活動と共同戦線を形成することにより、この新聞は、官僚の保守的な層とプロテスタント正統固守 (die protestantische Orthodoxie) との二つの潮流の結集点となり、プロイセン全土における保守派の統合と強化の出発点を築いたのであった。⁵⁾

この新聞の発行とともに、7月初め以来古いプロイセンの軍隊精神 (der altpreußische Militärgeist) を鼓舞する出版物が刊行され始めた。後に「プロイセン防衛新聞 (Preußische Wehrzeitung)」と改名された「ドイツ防衛新聞 (Deutsche Wehrzeitung)」が7月初めに発行された。6月下旬には、後に「ドイツの改革 (Deutsche Reform)」と改称された「新ベルリン新聞 (Neue Berliner Zeitung)」が発行され、内閣に向けて報道を行なった。また、読者を獲得するために民主的なタイトルをつけた「新民衆新聞 (Neue Volkszeitung)」も保守的な新聞であった。7月14日の4ページの四つ折り版の見本刷り (Probblatt) は、すべての休日に発行することを告知し、「愛と誠実の結合 (Zusammenhalten in Lieb' und Treue)」を促し、国王と国土 (König und Land) を愛し、法と秩序が必要である、と主張した。その愚直な論調が下層民の知覚を捉えたのであった。このように「新プロイセン新聞」の発行と平行して、さまざまな保守的な新聞も発行され始め、軍隊や官僚や民衆の保守的な層に対して古いプロイセン的伝統を鼓舞する役割を果し、3月の民衆運動は防衛の立場へと追いやられていったのである。⁶⁾

以上の保守主義の信奉者を統合する出版機関の創設とともに、7月3日に保守的な団体の結集点として「国王と祖国のための団体 (Verein für König und Vaterland)」がナウエン (Nauen) に設立され、大規模な総会 (weitere Generallversammlung) を7月と9月にマクデブルク、ハレ、フランクフルト・アン・デア・オーデルで開催した。それは二重の機能をもっていた。一つは、保守的な地区団体の上部団体 (Dachverband für die konservativen Lokalvereine) としての役割であり、いま一つは、プロイセン保守主義の最初の党中央組織としての機能である。その出版機関に「新プロイセン新聞」がなった。したがって、この団体は反革命勢力を結集し、「新プロイセン新聞」8月31日号の言葉を用いると、「独特の意見のニュアンスに服し」、行動することを決意した「強力な保守的党派」(bei „Unterordnung spezieller Meinungsschattierung“, eine zum Handeln entschlossene „kräftige konservative Partei“) を形成した。それは国王に忠実な官僚、将校、牧師、商人と手工業親方および貴族的、市民的、農民的土地所有者

により構成され、国王とその支柱の安定した支配のため、すべての勤皇の臣民（alle royalistische Staatsuntertanen）を、階級を越えて和気あいあい⁷⁾に協調させることを目的としたのである。

以上のように保守主義者の中央出版機関と地区団体の上部団体が形成されることにより、「ドイツの反革命の開始としての7月革命⁸⁾（die Julirevolution als der Beginn einer diabolischen Revolutionierung Deutschlands）」のプロイセンにおける拠点が構築されたのである。

反革命運動は各地で多方面にわたる展開をみたが、以下では、8月6日にフランクフルトで举行された帝国摂政につきつぎに忠誠を誓う観兵式（eine Parade mit anschließender Huldigung für den Reichsverweser）〔以下では誓忠パレード（die Huldigungsparade）と省略〕へのプロイセンにおける反対運動、および「中間の立場」に立つアウエルスヴァルト内閣による東エルベ地域の農村に残存する封建的制度の除去政策への反対運動、の二つを取り上げて考察をすることにしたい。前者は、オーストリー大公ヨハンを帝国摂政に頂くフランクフルト国民議会主導によるドイツ統一へのプロイセン愛国主義の立場からの反対運動であり、後者は、封建的王国をブルジョアの王国に転化する政府の政策に対する東エルベ地域の農場所有者の利益維持運動であり、対外運動と対内運動の相違はあるが、ともに反革命勢力の強化に作用したのであった。

7月16日に暫定的中央権力の陸軍大臣、プロイセンの将軍ポイカー（der Kriegsminister der provisorischen Zentralgewalt, der preußische General Peucker）は、8月6日にすべての連邦軍隊（alle Bundestruppen）が帝国摂政に対する誓忠パレードに出動し、その日から黒・赤・金色を身につけるように指令（die Weisung）⁹⁾を発した。帝国陸相は、この訓令（der Erlaß）を直接各邦の陸相に送達することにより、かれらに対する直接の命令権（ein Weisungsrecht）をもつことを明示したのである。¹⁰⁾

この訓令は、プロイセンにおいて輿論における自然発生的な憤激の嵐を呼び起した。この訓令がプロイセンを陪臣にする第一歩（der erste Schritt zu einer Mediatisierung Preußens）と受け取られたからである。¹¹⁾ 8月7日のバイエルン代

理公使 v. アレティンの報告 (Bericht des bayerischen Geschäftsträgers v. Aretin, 7, August) によれば、フランクフルトにおいてオーストリー摂政への誓忠パレードの行なわれた8月6日に、ベルリン南方のテルトー地区 (der Teltower Kreis) から、ほぼ1,000人の農民がプロイセンの黒・白の旗をもち、かれらの牧師と二、三の農場所有者の指導のもとで現われ、解放戦争の記念碑の前で国王の賛歌 (die Königshymne), 「国王に勝者の冠を („Heil dir im Siegerkranz!“)」を合唱した。しかし、2時間後に、市民軍は1,200人のみしか参加しなかったが、12,000人のベルリン人が同じ場所に集合し、黒・赤・金の旗でもって記念碑をおおった、と。

こうして市民軍と民衆の間の対立、および市民軍内部での対立が露呈した。市民軍内部では流血のあつれきの危険が生じた。8月4日に市民軍の大隊長ノルマン (der Major Normann von der Bürgerwehr) は、プロイセン内務省宛てにつきのように書いた。「わたしの大隊 (Bataillon) では、ガーゲルン主義者 (die Gagernschen) [=フランクフルトの暫定的中央権力の支持者] により激しい脅迫がなされた」と。しかし、8月8日の市民軍パレードでは、「国王万歳、プロイセンの偉大万歳 (ein Hoch auf den König, auf die Größe Preußens)」が叫ばれ、「帝国摂政万歳」は叫ばれなかった。プロイセン分離主義 (der preußische Partikularismus) が日に日に力を増していき、信頼できる市民の帽子から黒・赤・金の帽章が再び消えていった。国王自身も、7月19日のバイエルン代理公使の報告によれば、7月17日に制服の帽子のドイツのバッジを取り除いた。

誓忠パレードは、プロイセン中央各省においても、それに対する活発な反対意見を醸成した。外務省の次官ビュロー伯 (Graf Bülow, der Unterstaatssekretär im Außenministerium) は、バイエルンの代理公使に、命令が各邦の内閣への帝国内閣の直接命令であったがゆえに、それは正式のものではあるが、実質的には同じように失礼なものである、と言明した。軍隊では多くの連隊 (mehrere Regimenter) が黒・赤・金の帽章を再び取り除くことを国王に乞うた。市民軍の三中隊 (drei Kompanien der Bürgerwehr) は自発的に三色を取り除き、代りに黒・白を取り付けた。二、三の陸軍官庁 (einige Militärbehörden) と技術家養成

所（die Ingenieurschule）もまた黒・白の旗のみを掲げた。

オーストリー大使トラウトマンズドルフの7月16日と30日および8月28日の報告（Bericht des österreichischen Gesandten Grafen Trauttmansdorff, 16. und 30. Juli, 28. August）によると、8月25日にポツダムにおいて初めて誓忠パレードが行なわれた。市の東北にあるボルンシュテッター・フェルト（Bornstedter Feld）に25,000人が参加し、素晴らしい国民的祝祭となったが、国王はここに来ることを拒否し、そのため市民軍の大佐と一人の少佐（der Oberst und ein Major der Bürgerwehr）が退職し、もう一人の少佐が病気になるという事態が生じた。同じ日のベルリンにおける宣伝ピラには、欄外に網版印画で、プロイセンの歴史における栄光の日付である「選帝侯フリードリッヒ一世以来」が記され、その下に「一人のオーストリーの公爵にプロイセン軍隊は忠誠を尽くさなければならぬのか？ 否である（„Einem österreichischen Fürsten soll die preußische Armee Huldigung leisten? Nein!“）」と書かれ、見出しに「プロイセン万歳（„Hurrah für Preußen“）」¹²⁾が掲げられていた。

プロイセン国民議会においては、誓忠命令（der Huldigungserlaß）がプロイセンにおいて実際には実行されないままになったことが異議なく受け入れられた。左派では、8月8日の第36会期にシュタインが、プロイセン政府による命令の不十分な実行を非常に温和な形で批判したに留まった。但し、これと関連して政府の見解にしたがって人為的に育成された固有のプロイセン主義に対する熱狂について述べ、暫定的中央権力の設定した8月6日ではないが、本日、8月8日にドイツ統一を祝うパレードが行なわれるので、議員が参加するためにパレードの間停会とし、同時に明日も議事を行なうことを提案した。この日の市民軍パレードでは、既述のように「国王万歳、プロイセンの偉大万歳」と叫ばれたのである。また、左派により即座にと告知された質問は、ほぼ1か月後の9月5日の第51会期に初めて提出されるのである。¹³⁾

以上、7月18日にアウグスブルクで発行されていた「一般新聞」（Allgemeine Zeitung（Augusburg），18. 7. 1848, Datum des Berichtes : 13. 7. 1848.）がすでに13日の日付けでつぎのように報じていたのは正鵠を得ていたといえよう。「古いプ

プロイセンの党派 (die „altpreußische Partei“) が意識的にドイツ議会に対する「不満の火」をかき立てた「官僚、軍隊および農場所有者」のみから構成されていると信じることは危険な思い違いである。「これらの支配者は、祖国から遺産としてもらった国民意識を自分自身のための世襲財産 (ein Patrimonium für sich) としてもっている大衆に対して殆んど影響力をもっていない。大衆はかれらの歴史、かれらの思い出、かれら独自の慣行を放棄しようとは思わない。たとえ、国王が王国を見捨てたとしても、大衆は王国に留まろうと欲している。……大衆の声が大きくなるのは稀であるが、しかしかれらが行動へと立ち上がるならば、かれらを克服することは容易な課題ではないであろう」と。¹⁵⁾

このように帝国摂政への誓忠パレードを一契機に反革命勢力が力を増してくるのであるが、その中核を国王を中心とする官僚、軍隊および東エルベ地域の農場所有者が形成していたとしても、それを支えたのはプロイセンの伝統と国民意識を覚醒された保守的大衆であり、プロイセン国民議会の左派議員もまた、¹⁶⁾頭のなかでは共和制を理想として画きながらも、身体には幼少の時からプロイセン精神がしみ込んでおり、フランクフルト国民議会の推進するドイツ統一に対しては、口では賛成しながら、実際にはプロイセン愛国主義の立場を捨てることはできなかったのである。以上の動向の延長線上で、時代の要請が立憲主義の確立にあった以上、外見的立憲主義〔隠された絶対主義〕の成立の可能性が増大していったといえよう。

反革命勢力の強化過程は、東エルベ地域の騎士領所有者の諸特権を廃棄しようとする政府の政策に対する反対運動によっても促進された。アウエルスヴァルト内閣は、一方で、民衆運動に対しては既述のように新警察制度の創設と市民軍の再組織により、共産主義への防波堤を築きつつ、他方で、東エルベ地域における騎士領所有者の諸特権を廃棄することにより、封建的王国をブルジョア的王国に転化するという「中間の立場」をとったのである。すでに、II, [II], I, (3)の6)で詳論したように、東エルベ地域の騎士領所有者は騎士領に附着した多くの特権を享受していた。経済的特権としては、①騎士信用機関の利用、②農村租税制度における優遇として地租の免除ないし軽減、および階級

税徴収における優遇，政治的特権としては，①家産裁判権，②警察権と警察裁判権，がそれである。

政府は，まず，7月18日の第29会期に「多数の負担と貢租の無償廃棄のための法律草案¹⁷⁾ (Entwurf eines Gesetzes wegen unentgeltlicher Aufhebung mehrerer Lasten und Abgaben)」をプロイセン国民議会に提出し，ついで，7月21日の第30会期に「地租免除の廃止に関する法律草案¹⁸⁾ (Entwurf eines Gesetzes, die Aufhebung der Grundsteuer-Befreiung betreffend)」を提出した。

最初の草案については，農相ギールケが「土地財産と人身にかかっている，本質的には以前の租税制度の世襲隷民性，および裁判権から由来するさまざまな負担と貢租の無償廃棄 (die unentgeltliche Aufhebung verschiedener auf dem Grund-Eigentum und den Personen ruhenden, wesentlich aus der Erbunterthänigkeit der frühen Steuer-Verfassung und der Gerichtsbarkeit hervorgegangenen Lasten und Abgaben)」をパトフの建白書 (Patowsches Promemoria) における諸原則にしたがって提起すると述べ，また，パトフ建白書のⅥには「1) 1830年4月17日の法律によりライン州に存続しているのと同様の狩猟権の行使の諸規定を導入することにより，資本または賃料での権利者の適度な補償をもって他人の土地における狩猟権を廃止するために，特別の諸提案がなおなされなければならない („Besondere Vorschläge sind noch zu machen: 1) wegen Aufhebung der Jagdberechtigung auf fremden Grundstücken gegen eine mäßige Entschädigung der Berechtigten in Kapital oder Rente, unter Einführung ähnlicher Bestimmungen wegen Ausübung des Jagdrechts, wie sie nach dem Gesetz vom 17. April 1830 für die Rheinprovinz bestehen“)」との項目を含んでいるので，「わたしが官職についている間に，この約束を実行するように努力する」と述べた¹⁹⁾。そして，農場領主の権利と権限およびなお封建的従属のもとにあった18の農民の給付と奉仕，が無償廃止の対象としてあげられた²⁰⁾。

地租免除廃止の草案については，蔵相ハンゼマンが，すでに7月11日の第27会期に財政状態の説明のなかで租税改革を提起し，既述のように東部諸州と西部諸州との間での，「とくに土地課税における均等 (die Gleichmäßigkeit, insbe-

sondere in der Grundsteuerung)」が課題であり、「東部諸州において多くの土地に混乱が存続しているといいたい (ich darf es sagen, in den östlichen Provinzen ein Chaos in manchen Landestheilen besteht)」と述べていたが²¹⁾、7月21日に草案提出の理由について、さらに繰り返し「政府にとり何よりもまず、租税負担の均等の義務の原則が可能な限り多く適用されることが重要である」と述べた²²⁾。

7月18日の土地負担無償廃棄の草案とそれに附随する他人の土地での狩猟権の廃止をパトフの建白書に基づいて政府が立案し、プロイセン国民議会に提出したことに示されるように、プロイセン国民議会は最初から憲法制定国民議会の諸権利のみでなく、立法権およびその他の一般的権限 (die legislativen und sonstigen allgemeinen Kompetenzen einer konstituierten Volksvertretung) をも要求し、議案提出権 (das Initiativrecht) を行使した。この段階ではなお議会中心の立憲主義へ移行する可能性が存在していたのである。東エルベ地域の騎士領所有者の利害と関連するものとしては、上記二法案以外に、左派から提案された、一般的市町村令のための詳細な法律草案 (ein detaillierter Gesetzentwurf für eine allgemeine Gemeindeordnung) と、中央右派から提案された、全王国における陪審裁判所の設置についての法律 (ein Gesetz über die Einrichtung von Geschworenengerichten in der ganzen Monarchie) が²³⁾あった。

これらの法案は、1807年に開始された「農民解放」の完成を意図したものであり、例えば国民議会の自由派と政府が「個人の自由への要求を財産の自由への要求が助ける。両者は互いに条件づけ、補完する」とのブルジョア社会の原理に立ち、廃止されなければならない、財産にかかわる諸権利に対して有償で臨み、共有地分割や地代の償却を考えたのに対し、民主派は農民の立場から私有財産制を批判し、賦役、十分の一税、相続税等々の無償廃棄を主張したという相違はあっても、両者は東部諸州の騎士領所有者の諸特権を廃止し、東部諸州を西部諸州と同じ状況にすることにより「統一と自由」を生み出そうとしていた点では一致していたのである。したがって、「新プロイセン新聞」8月13日号は、政府の措置を「一つの全体、しかも特徴的な全体 („ein Ganzes und ein charakteristisches Ganzes“）」として捉え、その目標を「古い帝国の絶滅 (die

„Vernichtung der alten Reichen“²⁴⁾」と書いたのであった。

以上のプロイセン国民議会と政府による「農民解放」の完成を意図した諸政策のうち、とりわけ地租免除の廃止法案がユンカー地主の憤激をかき立てた。7月に V. v. エンゼ (Varnhagen von Ense) は伯爵 K. v. ロス (Kleist von Loss) を訪問した後につきのように書き留めている。伯爵は、シュテッティンにおいて「伯爵のある種の危惧を最終的にかき立てる、また大きな損失を意味する新しい課税を導入しようとするハンゼマンと民主派を崩壊させるための」土地所有者の集会に出席して帰ってきた。シュテッティンでは、「貴族のこれまでの免税地から財産税を徴収する」政府の意図は、「今まで起ったすべてのことがただの冗談であったのに匹敵するような、真の革命とみなされた」。出席者が確信しているのは、それが生じるならば土地所有者は減じるであろう、ということである。「ハンゼマンはすべての悪漢の最後のものと非難された」と。このように、攻撃は免税地への課税に集中され、ここではハンゼマンも民主派も同一視されたのである。

このシュテッティンにおける、7月24日の、内閣の財政政策により侵害される権利の防衛のための大土地所有者集会を主導したのは、フリードリッヒ・リストが「ポメルンの地方ユンカーの前進元帥 (der Marschall Vorwärts der pomerschen Landjunker)」と名付けたビュローークメロウ²⁵⁾ (Ernst Gottfried von Bülow-Cummerow) であった。集会開催の契機は、前述の7月3日の「国王と祖国のための団体」結成の前提となった、保守的村落と教会クラブにおいて到る処で形成されたところの保守的な地方団体が、多くの集会を通じて大土地所有者の利益擁護のための協同を呼びかけることにより、政治的団体へと転化したことにあった。集会にはポメルン、ブランデンブルク、ポーゼン、東西プロイセンおよびザクセンからほぼ300人の農業家が参集した。一般的憤激は土地免税の廃止に加えて、無償での封建的権利の廃止と酒への物品税 (the excise on spirits) の計画的増税へも向けられた。

1848年8月1日の「新プロイセン新聞」の報道にしたがうと、「このような提案を敢て行ない、財産と協定の神聖を破壊する蔵相は、我慢のならない存在

となった」との点で一致した。もし、「全貴族 (Estate) が勇敢に、決定的に闘争する」ならば、勝利は確実であり、「勝利の諸ファクターに照応して、国家における官職の征服」が確実になるであろう。貴族はなお、「実質的な力と偉大な知性を所有するが、しかし、もし貴族が断念し、これらの価値が勝利する力への信頼を喪失するならば、不幸なことになる」。問題は、「国王と政府が、十字路において、革命を採用し、これを永遠と宣言し、それを社会的分野に拡大した」ことにある、と。ここでは、国王と政府が同一視されて非難されることが注目を惹くが、この点については後述する。

こうして、ビュロー-クメロウを会長とする「大土地所有の利害の維持とすべての働く階級の福祉の促進のための協会 (Verein zur Wahrung der Interessen des Großgrundbesitzes und der Förderung des Wohlstand aller Volksklassen)」が結成された。後の農業者同盟 (Bund der Landwirte) の先駆者といえよう。ここで選出された委員会が、8月18日にベルリンで開催される総会への一般的召集を行なうことになった。こうして、民主派から「ユンカー議会 (Junkerparlament)」と名付けられた総会が、8月18日と19日の両日、ベルリンで開催されるに至るのである。²⁶⁾

ベルリンの総会の議長には、協会の創始者の一人、33歳であったビスマルクと同世代の H. v. クライスト-レッツォウ (Hans von Kleist-Retzow) が選ばれた。総会にはビスマルクをはじめ、v. ビュロー-クメロウ、A. v. ベロウ-ホーエンドルフ (Alexander v. Below-Hohendorf)、H. v. プットカマー-ラインフェルト (Heinrich von Puttkammer-Reinfeld) 等の有力な保守的貴族が参加し、400人に達する参加者の殆んどが貴族領の所有者であり、14分の1のみが農民であった。8月22日の「新ライン新聞」が報じたように、「貴族議会 (Adelsparlament)」でもあった。²⁷⁾ この総会で、後述する L. v. ゲルラッハの演説につづいて、v. ビュロー (von Bülow) が、政府は共産主義への道を準備しつつある、と強調した。

この結果、国王と政府に対し、計画されている税制改革に反対する上奏文を起草する委員会が形成された。それは4名の貴族と4名の平民と村長から構成

された。上奏文が強調したのは、「新プロイセン新聞」8月22日号によれば、「民衆のすべての部分に行きわたっている、また道徳の真の基礎であるところの正義の感覚の破壊が、無政府状態、野蛮状態、および拳による暴虐な法律状態へとわれわれを引き戻す」法案は、「法の反対であり、社会の安寧幸福に対して危険である」。法案は拒否されなければならない、受け入れてはならない、という点にあった。さらに、総会はいま一つの大規模な委員会を形成し、後に、例えば市町村に対する新しい勅令の起草に対して政府に助言する役割を果たした。協会の内規（the bylaws of the association）では、相続した諸権利と財産を放棄することに対して補償を支払う協定と義務の神聖にして犯すべからざることを強調した。そして、「財産保護のための」、または「土地所有者の利害を守るための」地方協会が東プロイセンとシュレージエンに設立され、協会は当時存在した多数の愛国的クラブの活動を補完した。²⁸⁾

協会のメンバーのなかには、ベルリンの総会の議長、H. v. クライストローツォウをはじめ、多数の郡長、および後に郡長または州長官に就任した者が含まれており、その他の者は保守党のなかで指導的な役割を演じた。とりわけ郡長は地区の住民の態度に影響力を及ぼし、かれらを監督することもできた。また、保守党の出版物の宣伝機関となり、反対党の諸活動の背後にあって、選挙を好ましい方向へ操舵することができた。さらに、公職の裏づけにより、すなわち憲兵とかれ自身の全官吏の援助を得て、人材の配置を左右することができた。

1853年にビスマルクは、皇太子への覚書きでつぎのように述べた。「民衆と直接接触する官吏である郡長は、下級の補完された地方長官ではなく、民衆の最も尊敬に値する、しかも富裕な部分に属している」。かれらは、かれの地区とそこでの住民の状態に精通しており、長い間官職にあり、「離れ難い」きづなで結ばれている人々や地方の名士の信頼を享受している。これに対し、「1848年後の数年に生じた、郡長が地区の土地所有者から選ばれないで、地区との結びつきがかれの一時的な在職中のみの、外部から派遣された、財産をもたない官吏に、地方行政が委ねられるならば、郡長は大きな手ぬかりを犯す

であろう」と。

この叙述から、郡長自身が大地所有者であるばかりが通常であり、かれらと他の大地所有者との結びつきや利害の一致が明白であろう。ビスマルクは郡長の機能をイギリスの治安判事 (Justice of the Peace) の機能に例えているのであるが、しかし、後者はただ司法機能をもつのみで、行政機能をもたず、社会的に同等であった人々の利害に対して影響力を及ぼすことができなかつたのに対し、郡長は行政制度における主要な、最も信頼できる支柱であったのである。²⁹⁾ こうして、東エルベ地域の大地所有者が保守党派に統合されるとともに、郡長を通じて農村住民をも保守化し、好ましい方向に操舵することにより、反革命勢力が強化されていったのである。

ところで、アウエルスヴァルト内閣による新警察制度の創設等による民衆運動の鎮静化政策の背後で、「三月革命」を共同で推進した本来の市民層と「財産と教養」をもたない民衆の運動が分裂していったのに照応して、政府と議会による「農民解放」の完成を意図した諸政策の背後で、側近党に結集した保守派の内部において、「新プロイセン新聞」の発行と「ユンカー議会」の開催とを契機として、世代間の、対立を孕んだ分業関係が明らかとなった。以下この点についてみておこう。

当時のプロイセン貴族は大きく自由派と保守派に二分されていた。自由派を形成したのは、東プロイセン州とヴェストファーレン州の貴族、農場所有者のグループであり、イギリスを模範とする発展を政治的目標に掲げ、G. v. フィンケ (Georg von Vincke)、E. v. ザウケン (Ernst von Saucken-Tarputschen) や A. v. アウエルスヴァルト (Alfred von Auerswald) 等が先頭に立っていたのに対し、身分制的復古を綱領として掲げた保守派を形成したのは、ゲルラッハ兄弟を中心とするグループであった。³⁰⁾ ところで、後者のグループの内部で、「新プロイセン新聞」の創刊と「ユンカー議会」の開催とを契機として、世代間の対立が表面化してきた。

「新プロイセン新聞」の創刊と「ユンカー議会」開催との推進力となったのは、当時33歳であったビスマルクを中心に、同年輩の H. v. クライスト-レッ

ツォウや H. ヴァーゲナー、かれらとの親密な同志 A. v. ベロウーホーエンドルフであった。かれらの体験の中心には、1815年以降の復古時代の数10年間の歴史過程におけるダイナミズムが、狭義の政治過程から社会的、経済的領域へ重点を移行させたこと、が位置していた。この重点移動に伴い、歴史の展開において個人的要素のもつ重要性が後退し、物質的利害と結合した社会的要素の重要性が増大した、とかれらは考えた。すなわち、ゲルラッハ兄弟等の古い世代が、特権をもち、官僚として既存の国家ヒエラルヒーのなかに根をおろし、政治的影響力を行使する伝統的な道を歩んだのに対し、若い世代は、身分制の世界の序列はすでに物質的な依存と制限の体系へ転換を遂げている、との認識から出発したのであった。³¹⁾

この点が二つの対立点を鮮明にした。以下、ビスマルクを中心にこの点の考察をすすめることにしよう。

第一は、国家的、政治的秩序と社会的、経済的秩序のどちらに重点を置くか、をめぐる対立である。古い世代は、国家こそ一般的利害を代表し、正義を実現する場と考え、既存社会秩序を外部や上部の恣意的干渉から守り、貴族が政治に参画し、統治する官僚的絶対主義の維持を志向した。³²⁾

これに対し、ビスマルクは、まず「三月革命」を、イギリスを模範とする発展を政治目標とする自由派と、身分制的復古を綱領として掲げる保守派との、モデル像を掲げて現実接近しようとするイデオロギー上の争い、世界観をめぐる争いとして捉え、そこでは妥協は不可能であり、かれの言葉でいえば、「戦いの行方を定めたもう神」が、「鉄の賽を投げて決着をつける」以外にないと考えた。したがって、国家と社会における支配権を手中にしようとする要求の正当性を決定するのは成功以外になかった。³³⁾

そのさい、かれは、まずモデル像からではなく、現実から出発した。かれによると、古い世代とは異なり、官僚的絶対主義は危機に陥っており、「憲法の制度は避けられぬことであり」、「自由な国制をもつ国家」への移行は必然であると考えた。その結果、「君主と議会のどちらも現行の法的状態を一方向的に改めることはできず、ただ双方の合意によってのみ改めることができる程度にま

で、また君主権力が望むらくは身分制もしくは職能制の代議機関によって規制」されるまで、君主の絶対権を弱めてもよいと考えた。この点では自由派の協定理論と一致していた。両者の相違は、自由派が財産評価に基づく選挙を基礎に「財産と教養」をもつ市民層の議会立法のもとに君主を置こうとしたのに対し、ビスマルクが君主の絶対権を擁護しようとする人々の監督下に君主を置こうとした点にあった。³⁴⁾

「三月革命」勃発後、国王は軟弱で臆病であり、革命政府と手を結び、利用されるという現実直面して、ビスマルクは国王の決定権を弱め、保守派の影響下に国王を置くことが重要であると考え、そのためには国王批判をも辞さなかった。³⁵⁾ 革命勃発直後すでに、国王が革命の見かけ上の成功の前に無原則に屈服する姿勢を示したことに対して、ビスマルクは、「過去は埋葬されてしまった。……痛切に悲しく思うことは、王権が自らの棺の上に自ら土をかけてしまった以上、その過去を再び目覚めさせるのは、どんな人間にもできぬことなのである」と国王を公然と批判攻撃し、ゲルラッハ兄弟を立腹させたが、³⁶⁾ 8月には、いま問題としている租税改革に対する国王への請願書において、つぎのように国王を攻撃した。

「法案は、免税地を授けられたところの臣下の財産の没収を平等な課税で代用することにより、法の前での平等を廃棄した。すなわち、これまで、ただ征服者と専制君主によってのみ示された専横でもって、この財産没収は、重い負債を負った土地所有者よりも、負債を負っていない富裕な土地所有者によってより容易に耐えられ得るからである。……財産税のために多くの家族が、かれらが所有する最後の財産を喪失するであろう」。このようにして、「陛下の名前において統治する」大臣達が、「財産権への干渉と財産の新たな恣意的な分配に着手した」。かれらが計画したのは、「現在は無防備であるが、数世紀の間、王権に忠誠でありつづけた臣下の階級に対する……暴力の無法行為」である。法案の反対者が要求したのは、「ただ正義、われわれの財産の保護、最近の労働者との法の前での平等のみ」である。「もし、法案の反対者が、プロイセンの諸国王が非難する点のない正義の栄光を、数世紀にわたる古くからの栄光を、

獲得した進路から逸脱する法律の最後に国王の名前を見るならば」、法案の反対者は、「プロイセン民衆の大多数とともに」、国王を信頼しつづけるであろうか、と。

これは国王の臣下の言葉ではなく、政府の「暴力という無法行為」を告発し、国王を、法案署名の結果生じる重大さを理由に脅迫することをも躊躇しない反宮廷派の言葉であった。地方ユンカー貴族は、ビスマルクの主張したように無防備ではなく、結局ハンゼマンの地租免除廃止法案を引き継いだ後任の蔵相は打倒され、貴族の免税への攻撃は失敗し、地租免税は1861年まで存続するのである。³⁷⁾

以上で明白なように、ビスマルクは、君主の絶対権を中心とする身分制的国家秩序の維持という古い世代の考えを放棄し、立憲主義への移行を必然と考え、ばあいによっては国王を攻撃しつつ、既存の国家秩序よりも、どのようにして国王を、立憲制度のもとで、国王の絶対権を擁護しようとする陣営のなかに取りこみ得るか、を問題としたのである。そのためには、どのようにして多数の社会層を自己の陣営の支持基盤にし得るか、既存の国家秩序よりも社会的基盤が問題であった。H. ローゼンベルクの言葉を借りると、「司令塔から外に出て、世論の圧力という新しい闘技場のなかに向う、決定的な第一歩³⁸⁾」を踏み出し、「民主的手袋をはめた君主的人間³⁹⁾」になることが問題であった。

自由派との闘争において基盤となり得る社会層をビスマルクはつぎのように想定した。地租免除廃止法案を批判するに先立って、ビスマルクは、4月10日の第2回合同州議会の第4会期において、当時のハンゼマン蔵相による増税提案に対して反対演説をした。すなわち、4,000万ターラーの増税のうち、1,500万ターラーは不時に備えての軍事費に充て、2,500万ターラーを「信用の再建と産業の維持」に充てるとされるが、過渡的な性格をもつ合同州議会から、このように多額の白紙委任状を取りつけようとするのは間違っている。⁴⁰⁾と。そして、4月12日付けのA. v. ベロウ (Albert von Below) 宛書簡において、財政当局は、「さまざまな口実や一般的ないまわしで装いながら、実際には大都市の有産市民層というひと握りの階層の極度に利己的な利益に奉仕している」と

述べ、自由派は、少数者の「工場主を富ませる」という利害をイデオロギー的に偽装したものにすぎない、と書いた⁴¹⁾。したがって、「三月内閣」に勝利するためには、数のうえでも、社会で果す機能の点でも、かれらより遙かに重要な位置を占める他の社会集団を自己の陣営に獲得しなければならなかった。

大都市の工業の利害を基礎とする自由派との闘争において、ビスマルクが念頭に置いた集団の第一は、中小都市の手工業者と零細小売商であった。かれらは、既述のように全プロイセンに対して実施された「営業の自由」により弱体化した、ツンフトに組織されていた伝統的な市民階層の末裔であった。ビスマルクが、繰り返しかれらに呼びかけたのは、1949年10月のプロイセン下院における演説の言葉を借りると、「工場主を富ませる」ためには、速やかに国家による保護措置を講じて、不都合な競争を避けるのに対し、「老大な営業階層を困窮と無政府状態から守る」ことが必要なばあいには、自由主義原理をもち出して、これを拒むという、工場主とその政治的代弁者たちのむき出しのエゴイズムをかれらに自覚させることであった⁴²⁾。のちに詳述する「三月革命」期における、保守派の中間層保護政策はこの点から重要視されたのであった。

自由派との闘争において、いま一つの、もっとも重要な集団は、東エルベ地域の農村における農民大衆と、既述のように州によって異った取り扱いで実施され、騎士領所有者に有利な結果を生んだ「農民解放」以降、騎士領所有者の交替を伴いつつ、市場志向型の合理的資本主義経済秩序への適応を十分に成就したところの伝統的な支配層であった⁴³⁾〔「営業の自由」と「農民解放」の跛行性〕。

以上の東エルベ地域農村における農民大衆と騎士領所有者層、および中小都市における手工業者と零細小売商を自己の陣営に獲得するための最重要手段が、「新プロイセン新聞」の創刊であった。解放戦争時代に制定された鉄十字章を紙名とともに掲げたことに象徴されるように、この新聞は、解放戦争の例にならって民衆を国王と祖国を守るために自発的に参集させる役割を果たしたのであった。この結果、既述のように1848年5月の選挙では保守派が惨敗したのに対し、後段で考察するように、同じ選挙法のもとで実施された1949年2月選挙では保守派が53議席を獲得し、新しい三級選挙法のもとで実施された7月選挙で

は、全議席352のうち、およそ70名の無所属議員が当選するという状況のもとで、保守派が三分の一近くの114議席を獲得したのであった。ビスマルク自身についてみると、1848年5月選挙では故郷のシェーンハウゼンで落選したのであるが、1949年2月選挙ではブランデンブルク選挙区から下院に選出され、7月選挙でも再び当選し、シェーンハウゼンからベルリンへ住居を移したのであった。⁴⁴⁾

第二の対立点は、第一の対立点である国家と社会のどちらに重点を置くか、とも緊密に絡み合うのであるが、理念または理想主義的信念への忠誠に重点を置くか、利害状況、とりわけ経済的利害状況に重点を置くのか、をめぐる対立である。ビスマルク等の若い世代は、当然後者を重視した。この点は、既述の中小都市の手工業者と零細小売商を自己の社会的基盤とするために、大都市における工場主との経済的利害に自由派が立っていることを訴えた点においても明らかであるが、さらに、「大土地所有の利害の維持とすべての働く階級の福祉の促進のための協会」を設立することにより、自己の物質的利害の擁護を、直接大工業の利害に立つ自由派に突きつけ、真向うから対立したのである。そのさい、世襲領主裁判権のような、あからさまな身分的封建的特権は諦めて、物質的利益の擁護に争点を絞ると同時に、「すべての働く階級の福祉の促進のため」という文字を追加して、「新プロイセン新聞」を最重要手段とする、東エルベ地域農村の農民大衆と、中小都市の手工業者と零細小売商を自己の陣営に獲得すること、とを連繋させたのであった。⁴⁵⁾

これに対して、L. v. ゲルラッハは、古い世代の理念が物質主義で汚されることを憂慮して、ベルリンの総会でつぎのように演説した。

「まさしく、貴族は貴族の利益のために存在するのではなく、国家の利益のために存在するのであり、富は富者に利益を与えるために存在するのではなく、貧者に利益を与えるために存在するので、……したがって、協会は脅やかされている牧師推せん権や裁判権や警察権を放棄してはならない。これらの諸権利は、権利というよりも義務であるからである。……これらは永遠の核である。この核は、その性質にしたがって大きな財産を基礎とする諸義務からなってお

り、われわれにとっては、これらの権利に合体されている、犠牲となること、戦場に赴くこと、征服すること——それ自身防衛の最良の形態——、堆肥を背にして敵と正対すること、これを行なうのが貴族である」。貴族の高貴性は、「数世紀の間、プロイセンの戦場で血を流した人々」にのみ与えられるのではなく、すべてのプロイセン人により獲得し得るものであり、いかなる国民議会もこれを廃止し得ない⁴⁶⁾、と。

以上、古い世代は、貴族の理想から出発し、「堆肥を背にして敵と正対すること」でもって、物質的利害を中心に据えた若い世代を批判したのであり、この問題は、国家の利害や国王の絶対性から出発する古い世代の考えと、社会的基盤の獲得を重視する若い世代との対立と緊密に絡み合っていたのである。

しかし、以上2点の対立も、結果的には、若い世代が採用した新しい政治的方法が、古い世代が用いた方法をもっとも望ましい形で補完する役割を果し、一種の政治的分業体制を形成したのであった。すなわち、古い世代は、かれらの地位に応じて国王と、軍隊や教会や官僚の首脳部に働きかけることに努め、他方、若い世代は、新聞や集会で、のちには議会で闘い、議員から職業政治家へと成長していくという、立憲主義時代に適応した新しい道を開拓していったのである⁴⁷⁾。こうして「かれらは、時代に適合した新しい手段でもって古い目標を追求しようとした。……貴族的権力エリートの『えせ民主化 (Pseudodemokratisierung)』の過程が最終的に開始されたのであった⁴⁸⁾」。

事実、物質的利害や社会的基盤という新しい手段でもって、若い世代は古い目標を追求したのであって、ビスマルクのばあい、内政問題、とくに憲法問題や国家と教会との関係についての原則的発言の殆んどは、保守派の本来の理論的指導者であった F. J. シュタール (Friedrich Julius Stahl) の著作に依存していた。F. J. シュタールの教えが古い世代と新しい世代との間の対立をイデオロギー面で架橋する役割を果したのである⁴⁹⁾。

F. J. シュタールの主著は、1830年代に出版された「歴史的観点に基づく法哲学」2巻 (Philosophie des Rechts nach geschichtlicher Hinsicht, 2 Bde., 1830/37, der Schlußteil neu aufgelegt 1843/46) であり、その要旨はつぎの如くであった。

ノヴァーリス (Novalis) が王冠と祭壇の同盟 (das Bündnis von Thron und Alter) を詩的に直観し、変化における永続 (das Dauerhafte im Wechsel) として賛美したのを受けて、F. J. シュタールは法と国家の現実世界を神の欲せられたものとして理解する。国王は神の恩寵により王位を授けられた神の道具であり、国王の現存は世界の創造者の意志を遂行することである。公権 (Obrigkeit) は神により命じられ、神の御業を遂行する権力 (Gewalt) である。刑罰の神は国王を民衆に対する懲らしめとして使用し、民衆を国王に対する懲らしめとして使用する。しかし、それだからといって、革命は一時的過失に過ぎず、罪である。革命により侵害された法、革命により傷つけられた公序良俗 (Sittlichkeit)、革命により神聖を汚された宗教は速やかに再び高揚されなければならず、秩序と権威が再建されなければならない。国家は人間の統治のための神の道具である、と。この F. J. シュタールの法哲学は国家神学として強い作用を及ぼし、革命のまだ開始されていない時に、すでに反革命を準備し、革命勃発後、保守派の新旧世代の対立をイデオロギー面で架橋する役割を果たしたのであった。⁵⁰⁾

こうして、既述のように、フリードリッヒ・ヴィルヘルム 1 世とフリードリッヒ 2 世の時代に頂点に達した、国王親政の君主的絶対主義から、プロイセン改革を経て、1823年に州議会が設立されたが、その権限が国王の提出する問題の政治的審議と国家への請願に限定され、立法が、官僚による閣令の副署または提案、討論、草案作成、法律制定でもってなされる、すなわち「代議議会としての行政」によってなされる官僚的絶対主義の時代へ移行し、いまや、さらにプロイセン改革の結果、西部諸州を中心に近代的機械制工業が興隆してくるにつれて、階級社会の局面が前面化してくるとともに、立憲制度への移行、全プロイセン議会の創設が不可避となり、保守派は、この新しい段階に適応するため、「三月革命」勃発後の1848年7月以降、新旧世代の対立を孕んだ分業体制でもって、「えせ民主化」を遂行することにより、外見的立憲主義〔隠された絶対主義〕への移行を推進し、『無気力な』自由派と競争して『道徳的な征服』⁵¹⁾を求める気迫のこもった追撃へと移っていったのである。

以上、アウエルスヴァルト内閣の「中間の立場」から行なった、一方での民

衆運動対策と絡み合いつつ、「三月革命」推進勢力の間で本来の市民層と労働者層との分裂が進行し、他方、「農民解放」の完成を目差す政策と絡み合いつつ、保守派内部で生じた、新旧世代の間の対立を孕んだ分業体制により、反革命勢力が強化されていき、前者の流れを圧倒していくのであるが、まだ、この段階では、「革命と反革命の決定以前の状況」に留まっていたのであった。つぎに、こうした情勢の変化のもとで、視点を政府からプロイセン国民議会に移し、官僚と軍隊についてのここでの討議を考察することにしよう。この討議の経過は、立法権に対する行政権と軍隊の関係の問題と関連し、「三月革命」を経て近代的立憲主義に移行するのか、または外見的立憲主義への移行に終るのか、の試金石となるからである。

- 1) E. Marcks, a. a. O., 46. Ludwig Bergsträsser, Geschichte der politischen Parteien in Deutschland, München 1955, 106. H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band, 727.
- 2) この新聞は1939年にナチスの圧力により廃刊された。その完全なマイクロ・フィルム版は東京大学経済学部図書館に所蔵されている。新聞全体の解説としては、肥前栄一「「新プロイセン新聞(十字新聞)」について」東京大学附属図書館月報「図書館の窓」Vol. 28, No. 3, 1988年3月, 23~24ページ, を参照せよ。
- 3) H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band, 728.
- 4) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 232-233.
- 5) L. Bergsträsser, a. a. O., 106.
- 6) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 232-233.
- 7) Illustrierte Geschichte, 214. H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band, 728.
- 8) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 64.
- 9) この指令の全文については, Vgl. E. R. Huber (Hg.), Dokumente, Bd. 1, 343f.
- 10), 11) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 22.
- 12) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 227-228.
- 13) Verhandlungen, Band 1, 650. なお, フランクフルトでは, プロイセン国民議会における民主派の誓忠パレードに対する態度をつぎのようにみていた。7月末に, G. リュメルン (Gustav Rümelin) は, ベルリンの急進派がプロイセン主義と結びつき, 摂政への誓忠パレードを拒否するようにプロイセン兵士に働きかけているとの噂を聞いた, と述べ, 8月には, ジーベル (Sybel) が, クールヘッ

セン邦議会において、ベルリンにおいて耳にした民主派の談話をつぎのように紹介した。フランクフルトの人々は誓忠パレードをわれわれに免ずべきであり、プロイセン人はかれらに適した民主的憲法を必ず手に入れるし、そのばあいには、かれらの自由のために、もはやフランクフルト国民議会を必要としない、と（Vgl. Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat, Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaates, München und Berlin 1917*, 379-380, フリードリッヒ=マイネッケ『世界市民主義と国民国家Ⅱ—ドイツ国民国家発生の研究—』矢田俊隆訳、岩波書店、1972年、49ページ）。

- 14) *Verhandlungen, Band 2*, 227. なお、以上については、Vgl. M. Botzenhart, *Das preußische Parlament*, 23.
- 15) *Ebd.*, 22.
- 16) ここで共和制と〔本稿で比較の基準としている〕近代的政治構造との関連を、試論として整理し、提示しておこう。

一般的に政治構造が近代的であるか、否か、を決定するのは、選挙法の条文のみでなく、現実の機能として、個人の自主的で自由な投票権が行使され得ることを前提に、したがって、真の意味での国民主権を基礎に議会が構成され〔そのさい、もとより制限選挙より普通選挙の方が好ましい〕、議会立法のコントロールのもとに官僚と軍隊が置かれ、司法が独立の立場からこれを監視しているか、否か、であって、君主制か共和制かではない。君主制であっても、官僚と軍隊が上述のような議会のコントロールのもとに置かれ、司法権が独立していれば、近代的、それゆえに議会主義的立憲君主制であり、共和制であっても、例えば1989年以前の社会主義諸国におけるように、ソ連におけるスターリンのような共産党書記長個人が、ないしはドイツ民主共和国における社会主義統一党第一書記、国家評議会議長ホーネッカーを中心とするノーメンクラトゥーラのような特定のグループが、国民の自由を基礎とする投票権を封じて、個人ないしは特定のグループの意のままになる議会を構成し、官僚、軍隊のみでなく司法をも個人ないしは特定のグループの支配下におくばあいには、外見的立憲主義〔隠された絶対主義〕であるといえよう〔なお、「三月革命」期の民主派も、共和制を直ちに民主主義と考えていたわけではない。本稿の政治構造の視点とは異なるが、デスターは、人民主権を基準として、「君主制か共和制かはさほど重要な問題ではなく、……単一の人物の意見が貫徹するか、それとも国民の意志が貫徹するか」が問題であり、共和制であっても、単一の人物の意見が貫徹するばあいには、「絶対主義」と考え、その例としてフランス第二帝制下の独裁権力を想定していた、といわれる。末川 清「三月革命期の民主派の政治思想」、21ページ、を参照せよ〕。

したがって、政治構造が近代的か、否か、を検証しようとするばあい、二段階

の手づきを必要とする。第一段階では、官僚と軍隊が議会のコントロールのもとにおかれ、司法権が独立しているか、否か、が問われなければならない、第二段階では、官僚と軍隊が議会コントロールのもとにおかれているばあい、さらに議会在国民個々人の自由意志に基づく投票により構成されているか、否か、が問われなければならない。なお、個人の自由な投票権が保障されていないばあいには、司法権の独立はあり得ないであろう。

以上の政治構造が近代的か、否か、の問題と、経済構造が資本主義か、社会主義か、という問題とは直接には結び付かないように思われる。ヒトラーのナチ体制は資本主義と外見の立憲主義との結合と考えられ、連合側のアメリカ、イギリス、フランスは資本主義と近代的立憲主義との結合を示すと考えられ、両者の相違を結果した歴史的原因は、ともに産業革命を遂行しつつ、市民革命の遂行が十分であったか、否か、に求められよう。また、社会主義については、われわれは現在までのところ外見の立憲主義との結合の例を知っているのみである。外見の立憲主義を近代的立憲主義へと移行させるためには市民革命が必要であり、それが遂行され得るのかどうか、遂行され得たばあい、その過程と絡み合いながら、市場経済への移行が具体的にどのように行なわれ、社会主義はどうなるのか、は今後の歴史をみなければわからない。

なお、ここでは、資本主義と社会主義との相違の基礎、起点を、生産手段の私的所有を基軸として、個人の利益追及の自由に基づいて、したがって富の不平等を結果する経済活動が行なわれているのか、または生産手段の人民的所有を基軸として、社会の成員の富の平等配分を目的に経済活動が行なわれているのか、つまり、経済活動の起点に個人の自由が位置するのか、社会成員の平等が位置するのか、の相違に求めている。したがって、結果はともあれ、社会成員の富の平等を意図する計画経済のもとで、官僚制化が進行し、個人の経済活動の自由が抑圧される社会主義経済構造と、個人の自由意志に基づく投票権を起点として構成される近代的立憲主義政治構造とを適合させることは非常に困難なように思われる。

- 17) この草案の全文は、Vgl. Verhandlungen, Band 1, 481-486.
- 18) この草案の全文は、Vgl. Ebd., 510-511.
- 19) Vgl. Ebd., 486-487.
- 20) Vgl. Ebd., 495, 512. Illustrierte Geschichte, 215-217.
- 21) Vgl. Verhandlungen, Band 1, 409-411, insbesondere 410.
- 22) Vgl. Ebd., 511.
- 23) Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 30.
- 24) Vgl. Illustrierte Geschichte, 217. なお、「三月革命」後、東部諸州の騎士領所有者の諸特権がどのような結果になったかについては、II, [II], I, (3)の6)を

参照せよ。

- 25) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 31, 訳, 48ページ。
 26) 以上のシュテットイン集会については, Vgl. F. L. Carsten, A History of the Prussian Junkers, 1989 London, 102-104. 加えて, Vgl. Ludwig Bergsträsser, Geschichte der politischen Parteien in Deutschland, 1955 München, 101. H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 31, 訳, 48ページ。
 27) Illustrierte Geschichte, 218.
 28) F. L. Carsten, a. a. O., 104-105.
 29) Ebd., 105. なお, 以上のように東エルベ地域においては郡長を中心とする地方ユンカー (Landjunker) による農村住民支配が継続するのであるが, ここで地方ユンカーの気質に触れておきたい。

地方ユンカーは統一的で閉鎖的な気質をもっていた。かれらの世界像と国家像は非常に素朴であり, プロイセンという祖国, プロイセン国王, プロイセンの神しか知らなかった。そして殆んど教育を受けず, 旅行もせず, 外部の世界は曖昧な状態でのみ存在した。とくに都市, そのうちでもベルリンに対して不信感を抱き, 間借りしている者や, 自己の鶏の産んだ卵, 自然に成長した林檎, 自分で射止めた兎を食べない者を軽蔑し, かれらの叢林や小川やライ麦畑に愛着をもつ真の田舎人 (echte Landmenschen) であった。

1847年に農業顧問官 J. G. コッペン (Landökonomierat J. G. Koppen) が述べたように, 「若者は, 10年か15年の軍務期間を経て, 将軍に昇進することが困難であろうとの確信に達したのちに, 農業経営者になる決心をする」。したがって, 隷属する農民に対しては同情的で恩恵的であると同時に厳格に接し, 騎兵中隊 (eine Schwandron) における職務と同じように労働を割り当て, 大元帥であり最高の領主 (der Oberste Kriegs- und Lehnsherr) である国王を尊敬し, 農場所有者と連隊長との一種の結合 (eine Art Kombination von Gutsbesitzer und Regimentskommandeur) が現出した [プロイセン軍国主義の温床]。

郡長職はかれらに委ねられ, 自分の城を家と呼び, 庭園 (Park) を庭 (Garten) といい, これらが売却されるならば, 故郷を失うに等しい不幸と考えた。かれが相続で得たものを敢て妨害しようとする他国人は災いなるかな (Wehe dem Fremden, der es wagte, ihn im Ererbten zu stören!)。そして, 郡を支配し, プロイセンの国王と神のために中隊 (die Kompagnien) を訓練するという, 政治的司令部に対する目覚めた本能 (eine wacher Instinkt für das politische Kommando) をもっていた。ここでは, 官僚と軍隊と農業経営の一体化が目目される。

プロイセンの神に対して, 地方ユンカーは固有の頑固さでもって偏狭で教条的

な信仰をもっていた。神は、神秘的であり、北ドイツ的に控え目であり、古いルター派組織の連合であったにもかかわらず (*trotz der Union altlutherisches Wesen*), 一種の近づき難い最高の上司として時間を厳守する奉仕を要求した。地方ユンカーはまた、神の奨励により、伝統からの逸脱は身分不相応であり、無作法である、と信じた。

こうして地方ユンカーは、批判および言行一致の感覚をもたないで、したたかに現世中心の生活を送り、プロイセン近衛将校 (*der preußische Gardeoffizier*) の名誉法典 (*der Ehrenkodex*) により規制されたのであり、社会学上の特例 (*ein soziologischer Sonderfall*) をなし、反革命勢力の基盤となったのである (Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 234-235. H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, 27, 訳, 45ページ)。

- 30) Lothar Gall, *Bismarck. Der weiße Revolutionär*, Frankfurt/M.-Berlin-Wien 1980, 66-67, ロタール・ガール『ビスマルク—白色革命家』大内宏一訳, 創文社, 1988年, 70~71ページ。
- 31) Ebd., 78, 81-83, 訳, 86, 90~92ページ。
- 32) Ebd., 63, 64, 71, 訳, 66, 68, 77ページ。
- 33) Ebd., 66-67, 73-74, 訳, 71, 79~80ページ。
- 34) Ebd., 63, 64, 訳, 66, 67ページ。
- 35) Ebd., 71, 訳, 76~77ページ。
- 36) Ebd., 74-75, 訳, 81~82ページ。
- 37) F. L. Carsten, a. a. O., 102-103.
- 38) H. Rosenberg, *Probleme der deutschen Sozialgeschichte*, 30, 訳, 47ページ。
- 39) Ebd., 36, 訳, 53ページ。
- 40) Vgl. *Verhandlungen des am 2. April 1848 zu Berlin eröffneten Zweiten Vereinigten Landtags*, 43-44.
- 41) L. Gall, a. a. O., 76-77, 訳, 83~84ページ。
- 42) Ebd., 66, 77, 訳, 70, 85ページ。
- 43) Ebd., 65-66, 77-78, 訳, 69~70, 85ページ。
- 44) Ebd., 77-78, 81-83, 訳, 85~86, 90~92ページ。なお、解放戦争およびそのさいの国王と祖国を守るためにプロイセンのあらゆる地方に生まれたリュッツォウ等の義勇軍については、四手井綱正『戦争史概説』岩波書店, 1943年, 109~112ページ, および『独逸陸軍史』木暮浪夫訳編, 晴南社, 1944年, 108~128ページ, を参照せよ。
- 45) L. Gall, a. a. O., 79, 訳, 87ページ。
- 46) Ebd., 79-80, 訳, 88ページ。F. L. Carsten, a. a. O., 104.

- 47) L. Gall, a. a. O., 82-83, 訳, 92ページ。
- 48) H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, Zweiter Band, 729. なお, カトリック教会とプロテスタント教会の果たした政治的役割については, Vgl. Ebd., 729-731.
- 49) L. Gall, a. a. O., 84, 訳, 94ページ。
- 50) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Erster Band, 276-277. L. Gall, a. a. O., 84, 訳, 94ページ。なお, F. J. シュタールの思想については, さらに, Vgl. Robert M. Berdahl, The Politics of the Prussian Nobility, The Development of A Conservative Ideology 1770-1848, 1988 Princeton, 348-373.

なお, ここで F. J. シュタールの国王観を手がかりに, ヨーロッパにおける絶対君主と戦前日本における天皇との相違と, その相違を生み出した宗教的, 思想的環境の相違とについて, 大局の見地に立って, 大胆かつ簡単な考察を試みておきたい。なお, そのさい, 宗教改革以降, 西ヨーロッパにおいて近代的人間類型の形成を結果したプロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神に比較の基準を設定して, ヨーロッパにおける絶対君主と戦前日本の天皇との相違のみでなく, ここでの考察の対象である, プロイセンにおける官僚政治の相対的自立性の維持と密接に関連する, 西ヨーロッパ諸国のばあいに比しての, プロイセンにおける君主観の特徴をも明らかにしておこう。

本文でみたように, F. J. シュタールによれば, 神が世界の創造主であり, 王権は神の恩寵によって授けられるものである。したがって, 神の恩寵に反したばあい, 神は民衆を国王に対する懲らしめとして使用する。ここでは, 本文で見たように, 限定つきではあっても, 革命が肯定されている。

これに対し, 戦前日本における天皇の権威または天皇観は, 明治以降, 時代状況の変化とともに変遷したが, つねに基礎には明治憲法第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」が据えられ, 1931年の満州事変以降においては慈恵的姿を捨てて, 天皇は現人神として, 神そのものであり, 一切の反抗は許されず, 一方的に民衆に対して, 例えそれが死であっても, 絶対的服従を強制する存在となった。こうしたヨーロッパの絶対君主との相違を生み出した基礎には, 宗教的, 思想的環境の相違が横たわっているように思われる。

一般的にいて, ある地方がどのような宗教的, 思想的な環境のもとに置かれているかは, そこでの宗教と思想のあり方が, そこ生まれ育った人間の考え方のなかに日常的に浸透していき, そこでの多くの人間の考え方を規定するとともに, その考え方に基づく行動のあり方をも規定するので, 非常に重要な意味をもつ。ここではヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との相違を生み出した宗教的, 思想的環境の相違を, すべてのものの創造主としての, 超越的な神の存在の

有無と、この問題と密接にかかわる、現世の位置づけとの2点に焦点を絞って素描することにしよう。そのさい、キリスト教内部にも、カトリックとプロテスタント、後者のなかでもカルヴァン派とルター派その他が存在し、神と現世の位置づけとに相違が存し、また日本においても、神道、儒教、仏教等が存在し、そのなかでも宗派の相違により神仏と現世の位置づけとに相違が存在するのであるが、ここではヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との相違を明らかにするという観点から、大局的見地を立て、大胆に比較を試みることにしたい。また、ここでは、比較の基準を、西ヨーロッパにおける、近代に独自の資本主義の形成に対して、その過程と適恰的な関係に立って、結果的にもっとも強い推進力となったプロテスタントの倫理と資本主義の精神、に設定して考察をすすめることにしよう（以下、プロテスタントの倫理と資本主義の精神については、マックス・ウェーバー『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』上、下、梶山 力・大塚久雄訳、岩波文庫、1955、1962年、および同『宗教社会学論集』、とくに「儒教とピューリタニズム」大塚久雄、生松敬三訳、みすず書房、1972年、167～208ページ、を主として参考にして考察する）。このように問題を設定したのは、西ヨーロッパを比較の基準に置くことにより、ヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との相違のみでなく、西ヨーロッパとプロイセンにおける君主観の相違をも明らかにし得ると考えるからである。

プロテスタント、とりわけカルヴィニズムにあっては、神は唯一の世界の創造主であり、神の創造された被造物の神化は絶対に許されず、被造物は神の定め給うた要求に従わなければならない、倫理的制御のもとに置かれなければならない。そして、神のためにのみ存在する人間の、来世における救済は、人間の判断による、現世での功績または罪過とは関係なく、人間が理解することも、知ることもできない超越的な神により決定されるという予定説から出発し、現世は、神の自己栄化のために、神の器具として働くことにより、来世の救済の確証が得られる場として、涙の谷間（Jammertal）、やがて終るべき旅路として意識され、全関心は神の自由な恩恵と彼岸の運命に対して集中された。したがって、被造物である人間に対する一切の信頼を拒否し、絶対君主に対しても、教会に対しても、何びとに対しても「感謝」をもって服従すべきだという思想を拒否し、現世よりも神の自由意志による来世の救済に全関心を集中し、孤立した個人として絶対的の神に不断に対面するという、内面的孤立化の圧力のもとに置かれたのである。そして、救済の確証を得るために、現世全体の生活は、神から授けられた使命としての職業（Beruf, calling）労働を通じて、神の栄光への奉仕である隣人愛を実行するという内面的規制のもとに置かれたのである。

その後、宗教改革期の宗教的熱狂が過ぎ去り、神の国を求める激情が醒めた職

業道徳へと解体し、プロテスタンティズムの倫理は、フェウスト的な人間の全面性を断念して、禁欲的に職業労働に専念し、貨幣取得を人間に義務づけられた自己目的とする資本主義の精神へと転化する。しかし、そのさいでも、職業労働に従事することにより得られた経済的利益は、意図せざる結果であって目的ではなく、「いつでも脱ぐことのできる薄い外衣」にすぎなかったのである。後にみるように、この外物への配慮が、産業革命を経て、網鉄の檻に転化する。ともあれ、このプロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神に裏うちされた近代の人間の思想と行動が、意図せざる結果として近代社会の形成過程を推進することになるのである。

F. J. シュタールの絶対君主親と緊密な関係にあり、騎士領所有者のもつ牧師推せん権により、東エルベ地域の農村に重大な影響を与えたルター派のばあい、神の絶対的超越性と、来世の救済の確証の場としての現世の位置づけとが、カルヴァン派のばあいよりも緩和されていた。17世紀の間に、神の存在との神秘的合一という宗教的体験、つまり信仰者の靈魂のなかに神性が現実に入りこむという神秘主義が重要視されるようになっていき、神の被造物である人間に対する神の絶対的超越性の観点が稀薄化され、また、神の恩寵も懺悔により取り戻し得るとされたため〔カトリックのばあいのように、フッガー家等からの巨大な借入金と利子との返済のため、ローマ教会が発行した免罪符を購入することによってではない〕、現世における人間生活を内面から規制する倫理感が緩和され、世俗内の義務への順応、政府への服従と所与の生活状態への順応が説かれた。ルター派諸侯の宮廷が屢々暴飲と粗野に陥ったのに反し、カルヴァン派諸侯の宮廷の倫理的水準がすぐれていたという相違がここから生じた。本文でみたように、F. J. シュタールの国王親にも、神と国王との神秘的合一が前提とされており、この結果、プロイセンにおいては民衆の君主への服従の義務が説かれ、カルヴァン派の影響の強い西ヨーロッパ諸国とは逆に、君主権が強化されたのであった。しかし、日本との対比では、神はあくまでも唯一絶対の創造主であり、王権は神から授かるものであって、国王が現人神とはなり得ない点の相違が肝要であろう。

これに対し、日本のばあい、いずれの宗教においても、まず超越的な神との比較では、それが存在せず、森羅万象および人間が、すなわちプロテスタンティズムにおける神の被造物が、すべて神化し得る。森羅万象についていえば、山の神、風の神等々、また仏はすべてのものに宿る。つぎに、現世については、現世を超越する神の撰理が存在しないため、無制限の現世肯定と現世順応の倫理が支配する。したがって、さまざまな社会集団において、人間の判断により、集団の目差す現世利益を得るのに抜群の功績を挙げた人間もまた、生存中すでに生き神様や生き仏として神化され、死後においても神として祭られ、また成仏する。生存中

では、政治の神様、経営の神様、軍神等々。また仏教では、とくに新興宗教にみられるように、人間の現世での幸福を約束する仏が教祖により創出され、教祖と仏が一体化される〔生き仏または仏の化身。なお、13世紀に浄土教が、とりわけ法然を受け継いだ親鸞が、宗教の彼岸性を徹底させた点では、プロテスタンティズムの倫理に類似の教義を唱えたが、此岸への道、すなわち現世に対しては、人間関係を調整する新しい原理を作り上げず、結局現世利益的な世俗化の道を進んだ点については、加藤周一『日本文学史序説』上、筑摩書房、1975年、213～225ページ、を参照せよ〕。

死後については、皇室関係では出雲大社にはじまり、もろもろの天皇を祭った神社、民間では例えば建勲神社〔織田信長〕、豊国神社〔豊臣秀吉〕、日光東照宮〔徳川家康〕等々。仏教では空海の高野山金剛峯寺、最澄の比叡山延暦寺等々。したがって、現人神としての戦前の天皇は、被造物の神化したもろもろの神や仏や、天皇の神格化を侵さない限りにおいて許された、もろもろの生き神様や生き仏をもつ社会集団を基礎として、そのうえに作品として聳え立ったのである。生き神様をもつ可能性においては、天皇制に反対した左翼集団もまた免かれ得ない宗教的、思想的環境が日本には存在していたのである〔左翼天皇制成立の可能性。左翼天皇制成立の可能性は、現在においても存続している〕。

なお、敗戦と戦後改革を経て、戦後日本における政治構造は、天皇制絶対主義〔君主政原理を中心とする外見的立憲主義〕から議会中心の近代的立憲主義へと変革され、経済構造については、下から形成された欧米資本主義との対比では、行政指導等の制度運用面で、明治以降の上からの資本主義形成の痕跡を引きずりつつも、農地改革等により、制度面では半封建的要素が除去され、構造そのものは資本主義へと純化された。しかし、こうした制度のなかでの人間の思想と行動のあり方を決定づける宗教的、思想的環境は不変に留まった。

この点では、超越的な神の存在を欠如した、被造物神化の思想が存続し、人間天皇が現人神へと復帰する可能性は絶えず存在するとともに〔この可能性が増大すれば議会中心の政治構造が脅かされる可能性も増大する〕、超越的な神の摂理により内面的に規制される倫理を最初から欠如した、無制限の現世肯定、現世順応を基礎とする、無制限な現世利益の追及が許されることにより、一方では、人間の判断による、功績抜群の人間が社会集団のなかで神化され、天皇の現人神への復帰の社会的基盤が絶えず存続することになり、他方では、国際社会において、政治、経済、社会、文化等のあらゆる面で、日本人の思想と行動とをめぐって、摩擦を生み出す。とくに経済面では、先進資本主義諸国との間での貿易摩擦、発展途上国における資源の乱開発による環境破壊等が注目され、こうした現象は、倫理による内面的規制を欠如した、無制限な経済的利益の追求に起因する〔賤民

資本主義（Paria-Kapitalismus）〕。

ヨーロッパにおける絶対君主と戦前日本における天皇とを比較するさい、註16)で述べた、西ヨーロッパにおける近代社会の形成が、市民革命と産業革命とを通じて、議会中心の政治構造と、近代資本主義経済構造および階級社会構造とを創出することにより、遂行されるに当たり、こうした制度面における近代化の形成と適合的な関係に立って、結果的にこの過程を推進することになった、近代的な人間の思想と行動とを創出した宗教改革が存在したことを忘れてはならないであろう。この西ヨーロッパにおいて、宗教改革以降形成された近代的人間類型を比較の基準に据えることにより、ヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との相違を生み出した、宗教的、思想的環境の相違を理解するために有効な、比較の基準が提供されるとともに、当面の考察の対象であるプロイセンにおける官僚政治の相対的自立性の維持と密接に関連する、西ヨーロッパ諸国に比してのプロイセンにおける君主観の特徴をも明らかになし得るからである。

なお、西ヨーロッパとアメリカにおいて、市民革命と産業革命とにより、近代的な政治、経済、社会制度が創出されるに当たり、その制度創出の担い手として、宗教改革を契機に形成される、既述の近代的人間の思想と行動とを理解しておくことは、以上のヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との相違や、西ヨーロッパ諸国とプロイセンにおける君主観の相違を理解するために有効な比較の基準を提供するのみでなく、現在の諸問題の理解にも有効な観点を提供すると思われるので、この点を例挙しておきたい。例挙する理由は、経済史研究にとり、本稿の直接の考察対象ではないが、市民革命、産業革命とともに、宗教改革が、現代の諸問題を理解するためにも重要であることを指摘しておきたいためである。

第一は、現在西ヨーロッパ諸国や、なかんずくアメリカが悩んでいる、いわゆるポストモダンの、人間にかかわる諸問題が生じてきた因果連関とその特徴を理解するために有効な観点を提供すると思われる。資本主義の精神は、産業革命を経て、勝利した資本主義が機械の基礎のうえに立って以来、その必要性を消滅した。いまや、資本主義的経済組織は既存の巨大な経済秩序となり、個々人はそのなかで生きざるを得ない外枠と化し、利害が精神を決定するようになる。かつて職業人たらんと欲し、禁欲的に職業労働に専心し、貨幣の取得を、義務づけられた自己目的とした資本主義の精神は、その必要性を喪失したのである。資本主義的経済組織のなかで、市場における競争により、経済的陶冶が必然化し、企業家も労働者も資本主義の特性に適合する生活態度と職業観とを強制され、職業人たらざるを得なくなったからである。

こうしてプロテスタンティズムの倫理に基づく宗教的、倫理的意味が取り去られ、経済行為における貨幣獲得が目標に転じ、既述のように「いつでも脱ぐこと

のできる薄い外衣」が鋼鉄の檻に転化する。生産過程を科学的観点のもとに再編成し、労働の生産性を増大させる経済的合理化は強制装置となり、技術、分業、組織の合理化と巨大化とが到る所で官僚制化を招来して、諸個人の生活はその歯車装置に縛られざるを得なくなる。「精神のない専門人、心情のない享楽人」も、この結果生じてくる。

例えば、R. N. ベラーは、個人主義の推移を軸に、現代アメリカの倫理的、社会的、政治的危機を、個人〔私的利害〕と国家〔公共善〕との間の分裂に求めている。一方で、倫理的個人主義に対して功利的個人主義が肥大化して、社会性を弱めた個人の孤立化が進行し、他方で、行政権力の拡張による官僚主義が市民参加を妨げること〔「管理的専制」または「民主的専制」〕によってである。この把握はトクヴィルの基本テーゼに依拠しているのであるが（ローバート・N・ベラー『心の習慣、アメリカ個人主義のゆくえ』島園進、中島圭志訳、みすず書房、1991年）、既述の産業革命を経て、資本主義の精神が必要性を喪失するという因果連関においても、また、資本主義の精神との比較においても理解可能である。この例にみられるように、アメリカにおけるポストモダンの、人間にかかわる諸問題を因果連関において理解するためにも、またその特徴を把握するためにも、宗教改革に起因するプロテスタンティズムの倫理を理解しておくことは有益であると思われる。

第二は、現代の国際社会における日本人とアメリカ人との思想と行動の相違を発史的に理解するためにも有益であろう。日本では欧米のばあいと異なり、そもそも唯一絶対の創造主としての神の観念が欠如していた。したがって、この観念を中心にもつキリスト教内部において、カトリックに対する抗議^{プロテスト}として生じた、ヨーロッパにおけるような宗教改革が、日本においても生じる可能性は殆んど存在せず、ましてや西ヨーロッパにおけるような宗教改革に起因するプロテスタンティズムの倫理が成立する可能性は皆無に近かった。この結果、明治以降、日本はヨーロッパの制度と技術のみの導入に努力した〔和魂洋才〕。

戦後改革を経て、既述のように制度や技術の近代化は遂行されたが、宗教的、思想的環境は不変に留まった。これが、無制限の現世利益を追求する競争的集団主義または集团的功利主義（R. N. ベラー「日本の宗教的伝統と近代の袋小路」島園進訳、思想、1991年5月号、108ページ）による経済大国の建設を結果するとともに、国際社会において日本人の思想と行動とをめぐってさまざまな摩擦を惹き起こしている。これに対し、現代のアメリカが、既述のようなポストモダンの諸問題に直面し、その病理現象に悩んでいるにせよ、唯一絶対の創造主たる神をもつキリスト教の影響下にある限り、プロテスタンティズムの倫理と「職業義務」の思想とは、かつての宗教的信仰の亡霊として生活のなかを巡り歩き、無制

限の現世肯定と現世順応の倫理へと全面的に移行するとは到底考えられない。

第三に、冷戦構造が解体し、国際連合中心の国際協調の時代に移行するに当たり、西ヨーロッパにおける近代人の思想と行動のあり方を創出した過程〔宗教改革の問題〕を理解しておくことは、その他の地域の人々の思想と行動とを理解するために有効な比較の基準を提供するように思われる。国際連合は、そもそも第二次大戦の戦勝国である連合国が指導権を握って、戦後世界秩序を形成するために創設された機関であり、現在でもそれに起因する連合国の利害に基づく世界秩序の形成という問題点を孕んでいる。例えば、連合国以外の先進国である日、独、伊に対する敗戦国規定からくる諸制約や、湾岸戦争にみられた「アラブの正義」に対する「西欧の正義」の正当化等にそれが現われている。したがって、連合国、とりわけその中心をなすアメリカの人々の思想と行動のあり方を創出した過程を理解しておくことは、国連の動きをみるうえでも、また、それを比較の基準として他の地域〔例えばイスラム教の影響下にあるアラブ〕や他の国々の人々の思想と行動とを理解するためにも有益であろう。

最後に、1989年東欧革命、1991年ロシア8月革命といった激動のなかで、旧社会主義圏の国々が、一党独裁の排除〔近代的政治構造の創出＝市民革命〕と市場経済への移行〔経済構造変革の問題、どのように変革されるのかは不明〕といった制度面の変革に取り組んでいるのであるが、そのさい制度変革の担い手である人間がどのように創出されるのか、という問題を忘れてはならない。この問題を考えるうえでも西ヨーロッパにおける近代の人間の創出過程の理解は有益であろう。

以上のように、近代化を理解するためには、市民革命と産業革命とによる制度面の変革の問題とともに、制度変革に適応的な担い手〔人間〕の創出の問題〔宗教改革にかかわる問題〕が重要な意義をもつのであるが、この問題は現代世界の理解にとっても重要な意義をもっている。しかし、それは本稿における直接の考察対象ではないので、ここでは市民革命、産業革命とともに宗教改革のもつ問題の重要性を指摘するに留めて、本論〔市民革命の問題〕に戻ることにしよう。

- 51) H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 9, 訳, 21ページ。

後記。本稿において、困難と向こう見ずの冒険とを承知で、無謀を顧みず、ヨーロッパの絶対君主と戦前日本の天皇との比較を試みたり、また、政治構造、経済構造、およびある国、またはある地方における人間の思想と行動のあり方に重大な影響を与える宗教的、思想的環境、の三者の関連づけを試みたりしたのは、もともと本稿が後藤 靖教授の退任を記念して編集された「立命館経済学」第39巻第5号に寄稿した拙論の一部をなす予定であったからである。しかし、枚数が多くなり過ぎるため、途中で区切らざるを得なかった。無謀な試みであったにも

かかわらず、後藤教授と気楽に学問論議をしているような気持ちで書きすすむことができた。したがって、退任記念論文集に寄稿したさきの拙論とともに、本稿を附加して後藤教授の退任を記念させて頂きたいと思う。